

令和 7 年第 3 回西郷村議会定例会  
議事日程（2号）

令和 7 年 9 月 8 日（月曜日）午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

No. 1 7番 君 島 栄 一 君 (P 15 ~ P 22)

No. 2 1番 小 澤 佑 太 君 (P 23 ~ P 39)

No. 3 6番 鈴 木 修 君 (P 40 ~ P 55)

・出席議員（16名）

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 小澤佑太君  | 2番 須藤正樹君  | 3番 山崎昇君   |
| 4番 鈴木昭司君  | 5番 大竹憂子君  | 6番 鈴木修君   |
| 7番 君島栄一君  | 8番 鈴木武男君  | 9番 河西美次君  |
| 10番 真船正康君 | 11番 鈴木勝久君 | 12番 藤田節夫君 |
| 13番 上田秀人君 | 14番 大石雪雄君 | 15番 矢吹利夫君 |
| 16番 真船正晃君 |           |           |

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 村長 高橋廣志君        | 副村長 真船貞君              |
| 教育長 秋山充司君       | 会計管理者兼<br>会計室長 入来真由美君 |
| 参事務課長 田部井吉行君    | 企画政策課長 関根隆君           |
| 財政課長 渡部祥一君      | 防災課長 木村三義君            |
| 税務課長 須藤隆士君      | 住民生活課長 仁平隆太君          |
| 福祉課長 相川佐江子君     | 健康推進課長 田島貴志君          |
| 環境保全課長 今井学君     | 産業振興課長 相川哲也君          |
| 建設課長 添田真二君      | 上下水道課長 相川晃君           |
| 学校教育課長 緑川浩君     | 生涯学習課長 黒須賢博君          |
| 農業委員会事務局長 鈴木弘嗣君 |                       |

・本会議に出席した事務局職員

|                        |       |                           |      |
|------------------------|-------|---------------------------|------|
| 参事務局長<br>兼監査委員<br>主任書記 | 和知正道  | 事務局次長兼<br>議事係長兼<br>監査委員書記 | 佐川典孝 |
| 議会事務局<br>庶務係長          | 金田百合子 |                           |      |

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含めまして、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いをいたします。

それでは、通告第1、7番君島栄一君の一般質問を許します。7番君島栄一君。

◇7番 君島栄一君

1. 本村の将来像と諸施策について

○7番（君島栄一君） おはようございます。7番君島栄一でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

はじめに、本村の将来像と諸施策について質問いたします。

さて、高橋村政は平成30年に、村民に安心して暮らせる住みよい村づくりを掲げて平成30年3月に村長に就任されましてから、来年、令和8年3月に2期目が満了するところになります。

2期7年半を顧みますと、学校給食無料化、子育て応援米等の子育て支援や特別養護老人ホーム、小児科クリニック等の誘致、移住・定住政策をはじめとする多くの施策を推進され、その効果として、人口の着実な増加という大きな成果が表れています。

さらに、新庁舎整備、学校給食センター、雪割橋完成など、村民の暮らしに直結する実績も重ねてこられました。これは、まさに村長の強いリーダーシップのたまものであり、村政に確かな方向性を持って前進していることを実感するところであります。

しかし、一方で、これまで取り組まれてきました施策の中には、まだ道半ばであるものがございます。新庁舎整備事業、温泉掘削事業、甲子地区の再興、そして、特に重要な少子化対策など、今後さらに解決しなければならない課題も多く残されています。

こうした成果に確実に結実させ、残された課題解決をし、村の未来を切り開いていくためには、やはり村長ご自身が引き続き村政を担っていただくことが不可欠であると私は強く感じています。

そこで伺います。

これまでの実績を礎とし、道半ばの施策や残された課題に取り組みながら村の将来像を実現していくために、村長は3期目に臨むご決意をお持ちなのか伺います。

○議長（真船正晃君）　村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君）　7番君島議員の一般質問にお答えいたします。

今年2025年は、昭和でいうと100年、終戦80年に当たる節目の年であります。これまで先人たちは、さきの大戦を含め、様々な困難を乗り越え、家族のため、村のため、日本のために尽力され、今日の繁栄を築いてこられました。このことに深く敬意を申し上げる次第であります。

また、現住人口2万1,000人を超える。全ては村民の総合力にあると思っております。そのことに感謝、そして、私は村民を財産と思っております。

そんな中で、今お話ししました、平成30年に村民の負託を受けてからこれまで2期7年半にわたり、村長として村政に取り組んでまいりました。その結果、人口が着実に増加するなど、一定の成果を上げることができたものと私なりに考えております。

また、新庁舎整備事への着手や学校給食センター、雪割橋の完成、学校給食費の無償化や子育て応援米などの子育て支援、特別養護老人ホーム及び小児科クリニックの誘致など、様々な事業をなし遂げてくることができたのも、ひとえに議会の皆様のご理解と村民の皆様方のご協力のたまものであり、改めて感謝申し上げます。

また、一方では、小・中学校の適正化配置や温泉資源の活用、キヨロロン村、ちやぽランド跡地を含む甲子地区の再興、まるごと西郷館の拡張、第2期介護施設整備の実施など、道半ばの施策や少子化対策や防災・福祉の充実など、解決すべき行政課題も多く残されております。

こうした課題に対応し、未来へ限りなく前進する西郷村、選ばれる西郷村、誇れる西郷村を実現していくためには、これまでの取組を継続し、発展させていく責任があると考えております。

これまで積み上げてきた2期の実績を土台として、村議会の皆様、そして村民の皆様と一緒に考え、力を合わせながら、3期目の村政に挑む決意を固めた次第であります。

今後とも、村民の皆様のお声を大切にし、共に歩みながら、よりよい村づくりに全力で取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正晃君）　7番君島栄一君の再質問を許します。7番君島栄一君。

○7番（君島栄一君）　本村の将来に向けて、強いリーダーシップを発揮していただき、村民の笑顔あふれる村の実現に向けて、引き続き3期目の村政のかじ取りをお願いいたします。

それでは、現状の主な諸施策における課題の取組について、村長がどのようにお考えになっているのか、次の質問に入らせていただきます。

質問の2点目として、新庁舎整備事業について質問いたします。

現庁舎は、行政機能の分散化、耐震不足や設備の老朽化など、様々な課題を抱えております。また、利便性の向上を求められた郵便局の集約も重要な課題がありました。

こうした課題を解決するために整備される新庁舎は、単に行政機能を集約する施設ではなく、様々な機能が複合化され、行政サービスの利便性を高めるとともに、防災拠点としての機能を強化されています。また、会議室を村民に開放することで、地域住民の交流やにぎわいの創出にも寄与するものと考えられます。

そこで、新庁舎の意義について、現状の課題解決のみならず、村の拠点としてどのように活用し、将来につないでいく考えなのか伺います。

○議長（真船正晃君）　村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君）　まずははじめに、9番と申し上げて大変失礼しました。7番に訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

お答えいたします。

本村の現庁舎は、築50年以上経過し、行政機能の分散化や設備等の老朽化・狭隘化、耐震不足、バリアフリーへの対応など、様々な問題があります。また、災害時における防災拠点としても、ノンダウン化が図られていないなど、防災対策の面においても課題がございます。

そのため、新庁舎の整備により、これらの課題を解消するとともに、庁舎機能だけではなく、保健センター機能、先ほどもお話しさいました郵便局、ATM、村民が利用できる会議室を融合化することで、村民にとって利便性の高い拠点を実現してまいります。

加えて、防災拠点としての機能を強化し、災害時に住民の安全・安心を支える役割を担ってまいります。

また、会議室等を住民に開放することで、村民の交流の場として活用でき、地域コミュニティの活性化やにぎわいの場の創出につながり、こうした取組を通じて、新庁舎は地域振興や産業振興にも寄与するものと考えております。

そして、何よりも大切なことは、新庁舎が完成したことをもって終わりではなく、これからこの庁舎を村の拠点としていかに活用し、未来へつなげていくことが重要であるという点であります。長年抱えていた課題を先送りすることなく、建物の完成に合わせた行政サービス等を見直し、より効率的で分かりやすい、村民に寄り添った形で改革していくことあります。

村としましては、この庁舎を拠点に、行政サービスのさらなる向上、防災体制の強化、地域振興、にぎわいの創出、そして、次の100年を見据えた持続可能な村づくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君）　7番君島栄一君。

○7番（君島栄一君）　再質問させていただきます。

庁舎の意義や今後の活用方針については理解いたしました。

そこで、再質問させていただきます。

建物の完成に伴い、村民の皆様が利用できる開庁日は、いつ予定しているのか。また、完成記念セレモニーは予定されているのか伺います。

○議長（真船正晃君）　村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

現時点の計画となりますと、開庁日につきましては、郵便局との調整がありまして、引っ越し作業が完了する令和8年4月20日月曜日を予定しております。また、完成セレモニーにつきましては、工期が令和8年1月末であるため、完成後の家具・什器搬入等の作業が完了いたします令和8年3月28日土曜日を予定しているところでございます。

詳細については現在検討中であります。

○議長（真船正晃君） 7番君島栄一君。

○7番（君島栄一君） 了解いたしました。

新庁舎整備事業は、西郷村において最重点事業であり、村長は村民に分かりやすく説明するとともに、議会の理解を得て、議会と共に庁舎整備を進めることを強く要望いたします。

質問の3点目として、組織機構再編について質問いたします。

新庁舎開庁を契機に、新たな行政課題に対して戦略的かつ効率的に対応し、住民サービスの向上に資するため、組織の機構再編に取り組むことあるが、そこで、どのような組織機構再編を行うのか伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 組織再編についてお答えいたします。

令和8年4月の新庁舎開庁により、今まで分散していた行政機能が新庁舎に集約され、村民の皆様にとって、より使いやすく利便性の高い行政サービスが期待されております。このため、村では、新庁舎に合った組織づくりの必要性があると考え、検討委員会を立ち上げ、今年2月に再編案を策定し、3月の全員協議会で説明させていただきました。その後、関係例規の整備を進め、今回の定例会において条例案を提案させていただきました。

今回の組織再編では、新たに部制及びグループ制を導入いたします。

はじめに、部制については、村長部局を総務部、厚生部、産業建設部の3部とします。部制導入の意義としては、人口増加による行政事業の多様化・複雑化に対し、各施策分野での横の連携を強化し、従前では縦割りで連携しづらかった部分の壁を取り払うことで、柔軟かつ適応力の高い組織体制と迅速な意思決定システムを構築し、住民ニーズに対応することができるものと考えております。

次に、グループ制については、現行44係を26のグループに再編し、係ごとに規定されている事務分掌をグループ単位として、各グループに1名のグループリーダーを配置いたします。グループリーダー以外は、課と職名のみの辞令となり、課員を一つの係の業務に固定せずに、他のグループ内での業務をさせることを可能とします。

グループ制導入の意義については、係の垣根を取り払い、幅広く業務に携わることで職員の資質の向上を図ることと、部制と併せ、組織体制の強化と新庁舎のフロアに合わせた組織のフラット化を進めることで、住民サービスの向上が可能になると考えております。

○議長（真船正晃君） 7番君島栄一君。

○7番（君島栄一君） 部制を導入することで横の連携強化をし、柔軟かつ適応力の高い組織体制と迅速な意思決定システムを構築する、そして、グループ制を導入することで組織体制の強化とフラット化を実現し、全体で住民サービスの向上につながるということでありましたが、そこで、今後における行政運営の基本的な方針について、どのように考えているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 組織の再編の目的と行政運営の方針についてのおただしでありますけれども、組織機構再編の第一の目的は、住民サービスの向上にあります。

新庁舎では、行政機能が集約化され、ワンストップ行政サービスが実現可能となります。また、今後多様化・複雑化していく住民ニーズに適切に対応していくことにより、村民に開かれた行政を目指してまいります。

また、新庁舎の開庁に合わせて組織再編を実施することで、未来に限りなく前進する西郷村、選ばれる西郷村、誇れる西郷村の実現に行政運営を行ってまいります。

○議長（真船正晃君） 7番君島栄一君。

○7番（君島栄一君） 当然のことながら、住民サービスを第一の目的と考え、未来に限りなく前進する西郷村、選ばれる西郷村、誇れる西郷村を目指していくことになりますが、目まぐるしく変化するこの社会において、将来を見据えた組織運営についてはどのように考え、また、接続的な組織体制の見直しや検証をどう行っていくのか。

そこで、将来を見据えた組織運営について、どのように考え、また、接続的組織体制の見直しや検証をどのように行っていくのか伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今回の組織機構の見直しはスタートであり、ゴールではありません。今後、新庁舎が住民の方々にとって親しみの持てる使いやすい庁舎となるよう、また住民ニーズや社会情勢の変化に迅速に対応できるよう、定期的に見直していく必要があると考えております。また、組織運営についても、行政評価を基にしたP D C Aサイクルによる事務事業の検証を行い、住民ニーズと社会情勢の変化に合わせ、その都度改善していくよう、柔軟で持続的に見直しを図っていきたいと考えております。

西郷村は、昭和45年以降人口が増加し続けている、福島県内においても数少ない自治体の一つであります。子育て支援や少子高齢化対策、移住・定住支援等の施策の実施により、今後もさらなる人口の増加が見込まれます。住民のニーズに的確かつ迅速・柔軟に対応できる組織の運営と組織力の強化を進め、将来に向かって住みやすい村づくりを進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正晃君） 7番君島栄一君。

○7番（君島栄一君） 了解いたしました。

新庁舎の開庁とともに、新たな組織機構再編が順調に機能を果たすことを期待し、

次の質問に入らせていただきます。

質問の4点目として、温泉掘削事業に伴う今後の展開について質問いたします。

現在、温泉掘削工事が進んでおり、温泉が湧出されたときは、温泉を社会体育施設の熱源として利用検討がされているところですが、ちゃほランドの廃業に伴い、多くの村民から、温浴施設整備の要望があることを伺っています。村としては、単なる熱源利用にとどまらず、村民の健康づくりや福祉に資するための活用、地域活性化等の活用を検討するべきと考えます。

そこで、現在の進捗状況と今後の見込み、また、温泉をどのように活用していく考え方なのか伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

はじめに、現在進めている温泉掘削工事の進捗状況でございますが、現時点で1,040メートルまで到達しております。最終的には1,500メートルということになります。現在、硬岩層、硬い岩が出現したことにより、作業に遅れが生じておりますが、10月中には1,500メートルに到達する見込みでございます。

湧出した温泉につきましては、その温度や泉質、湧出量にもよりますが、まずは体育施設の熱源として有効に活用していくことを検討しているところでございます。加えて、議員のおただしのとおり、ちゃほランド廃業以降、多くの村民の皆様から、温浴施設整備に対するご要望もたくさんいただいております。

村といたしましては、こうした声を真摯に受け止め、単に熱源利用にとどまらず、温泉を核とした健康づくりの推進に向けて、温泉を活用した健康づくり基本構想を策定し、村民に寄り添った活用策を計画的に進めてまいりたいと考えております。これにより、村民の健康維持や福祉の向上を図るとともに、地域の活力を高め、村全体の持続的な発展につなげていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 7番君島栄一君。

○7番（君島栄一君） 了解いたしました。一日でも早く、温泉を活用した健康づくり計画が実行されることを望みます。

引き続きまして、質問の5点目として、白河甲子高原地区の振興と発展について質問いたします。

西郷村温泉健康センター、にしごう家族旅行村及びその周辺敷地については、昨年12月に、甲子地区国有財産払下げ事業として林野庁から購入し、一帯の土地建物が村の所有となったところです。

土地の活用については、森林スポーツ公園を整備し、公共性を持った住民福祉施設として開放し、各種イベントの単発的な企業・個人への貸出しを行うこと、さらには、民間活力の導入を視野に入れ、既存建物の有効活用を図っていくとしていますが、これを単体の公園整備としてとどめることなく、甲子地区全体を有機的に結びつけ、総合的な観光拠点として再構築していく必要があると思います。

そこで、森林スポーツ公園の整備に関する進め方と甲子地区の今後について、どの

ように考へてゐるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

森林スポーツ公園の整備に当たり、現在は、先進地の視察等を通し、その具体化に向けた検討を進めているところでございます。当該地区は日光国立公園に選定されており、森林の中で自然との共生を学び、体験し、様々な形で自然と触れ合う機会を設け、森林がもたらす恩恵や癒やしを直接肌で感じてもらうことができるような公園の整備を目指してまいります。

整備運営に当たっては、行政のみで担うのではなく、民間事業者のノウハウや資金を活用する Park – PFI の手法を参考に調査を進めているところであります。この手法は、全国でも導入が進んでおりまして、公園の中で飲食店や物販、アスレチック施設、イベントスペースなどを組み合わせて整備することで、公園全体の魅力向上と安定した維持管理の両立につながっている事例がございます。

これらは、公園内で新たな集約施設を整備・運営する事業者を公募により募り、収益事業を行いながら、公園のにぎわいづくりを創出していく仕組みであります。行政が単独で整備・運営・管理を行う場合に比べ、民間のノウハウや資金力を生かせることができ、また、収益の一部を公園管理に充てられることで、持続可能で魅力ある運営が可能となるメリットがあります。また、同時に、旧キヨロロン村レストハウスなどの既存施設を地域資源として再生するため、ある程度用途を限定した上で民間企業に貸し出すなど、民間企業の活力により既存施設の活用を図ってまいります。

森林スポーツ公園の整備及び既存施設の活用方針は、その中核となる取組でございますが、議員おただしのとおり、これを単体の公園整備にとどめるのではなく、甲子地区が有する地域資源を有機的に結びつけ、一体的な魅力を創出していくことが重要であると認識しております。

甲子地区については、森林資源に加え、温泉や旅館、ゴルフ場、遊歩道といった多様な魅力・資源を有しております。本村の観光振興を牽引する極めて重要な地域であります。さらには、来年秋から令和9年夏にかけて、国道289号八十里越街道が完成する見込みであります。北関東、県南、只見町、新潟県三条市、燕市を結ぶ新しい観光ルートが開通しますので、甲子地区の磨き上げ・再構築は、村の将来像を考える上で重要な課題であり、また、早期に方向性を示していく必要があると考えております。

具体的方策として、甲子・新甲子温泉をはじめとする宿泊施設やゴルフ場、そして周辺の遊歩道や甲子連山の登山道といった地域資源をつなぐ観光ルートの整備や、地域事業者と連携した体験型コンテンツの造成などを積極的に推進してまいります。

森林スポーツ公園という核・共通基礎が整備されることで、スポーツ合宿の誘致やプレミアム温泉チケット、宿泊クーポンなどの既存事業は、より広がりを持ち、単独ではできなかつた新たな価値を創出できるようになると考へております。地域の自然環境、地域資源を生かしながら、観光振興と地域経済の活性化を図り、持続可能な地

域づくりを目指してまいります。

○議長（真船正晃君） 7番君島栄一君。

○7番（君島栄一君） 了解いたしました。

西郷村の観光である甲子地区の再構築は、喫緊の重要課題であり、村長の強いリーダーシップの下、早期解決が急務となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

これまで2期7年半、村長は様々な地域の問題解決に取り組み、村民の生活向上や地域活性化のために多くの実績を残してこられました。現在進められている新庁舎整備事業、温泉掘削事業、甲子の再興、学校統廃合などの村の将来に関わる重要なプロジェクトはまだ道半ばであり、継続的なリーダーシップが必要です。このため、3期を目指すのであれば、これまでの経験を生かし、村民が安心して暮らせる村づくり、次世代に誇れる村づくりに心を注いでいただきたいと思います。

最後に、将来の魅力ある日本一の西郷村の実現に向けて、3期目の高橋村政に西郷村の未来を期待したいと思います。

これで私の一般質問は終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（真船正晃君） 7番君島栄一君の一般質問は終わりました。

次に、通告第2、1番小澤佑太君の一般質問を許します。1番小澤佑太君。

◇ 1番 小澤佑太君

1. メガソーラーについて
2. 水源保全について

○ 1番（小澤佑太君） 1番、参政党の小澤佑太です。

通告に従い一般質問を始めます。

まず、メガソーラーについてで、自然環境等と再生可能エネルギー条例についてです。

メガソーラーに関しては、ちょうど2年前の初議会でも一般質問させていただきましたが、あれから2年がたって、この村の課題とか本質とかが何となく理解できたので、再度質問させていただきます。

全国的に見ても、メガソーラー建設に関しては、各地で住民から反対や不安の声が上がっています。災害リスクや景観の悪化、撤去や処分の問題など、課題は共通しています。

そうした中で、西郷村でも令和2年、再生可能エネルギー条例の制定時に議会で多く質疑が交わされているのを会議録で拝見しています。私もこの理念条例そのものを否定するわけじゃなく、実効性のあるものを追加しないと抑止力にならないんじやないかなと思っています。

これに対して執行部からは、国のガイドラインに基づいて事業者が住民説明や環境配慮を行うことになっていることや、許認可は県や国の所管であり、村独自での規制は困難であること、理念条例として再エネ推進と環境保全の調和を示すことに意義があることなどの答弁がなされていたと思います。

そこで、当時、理念条例ではなく規制条例にできなかった事情、また、繰り返しになりますが、理念条例で十分だと判断した根拠は何だったのか伺います。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 學君） 1番小澤佑太議員の一般質問にお答えいたします。

条例制定に至った経緯といたしまして、再生可能エネルギー事業者とりわけ一定規模以上の太陽光発電事業者に対しまして、適切な事業実施を促すことなどを目的に、令和2年度におきまして、西郷村自然環境等と再生可能エネルギー事業との調和に関する条例とともに、西郷村太陽光発電設備設置事業者指導要綱を制定いたしました。条例制定に当たっては、西郷村と規模の近い市町村や福島県や近隣の県にある市町村の状況を参考にして、村独自の条例制定を行ったものでございます。

また、現時点では福島県におきまして、村が把握しております太陽光の条例に関しまして、議員ご質問の規制条例もしくは禁止区域を条例で明確に定めている市町村は、現在、県内では福島市が禁止区域を設定しているところでございます。

村としましては、同条例が指導要綱を制定することにより、まずは事業者が自然環境及び景観などとの調和を図るよう促すとともに災害等が発生することがないよう十分な配慮を求めるとしたものであり、条例や指導要綱の手続を通じ事業者に対して実効的な対策を求めることが効果的であると当時判断したものでございます。

以上でございます。

- 議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君の再質問を許します。1番小澤佑太君。
- 1番（小澤佑太君） 条例や指導要綱の手続で効果的な対策を求めることが効果的であると判断したとの答弁ですが、結果的に再エネ条例制定以降、村に届出・申請された件数はどの程度あったのか。また、結果的に理念条例で抑止的な効果があったと判断されているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） ご質問にお答えいたします。

令和2年の条例及び要綱の制定以降、条例に該当する規模でございます1,000平米を超える面積の太陽光発電事業者の新設状況につきましては、条例制定前より協議が行われているものも含めまして合計5件となっております。

ご質問は、太陽光発電事業の西郷村新設の抑制効果という趣旨のこととご理解いたしますけれども、果たして条例及び要綱の影響で事業者が新設を取りやめしたのか、またはちゅうちょしたのかを判断することは困難でございますので、数字でお示しすることはできかねますけれども、担当課の実感といたしましては、条例・要綱に基づく手続を新たにされました太陽光電気事業者は減少しているものと考えており、一定の効果があったものだというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 一定の効果が見られたと考えているとの答弁ですが、もし仮に県内全市町村が似たような再エネ条例をつくったと仮定して、今は手續が面倒だから条例がないところで造っちゃえみたいになっているかもしれないですけれども、結局同じような手續をしないといけない状況になったときにどこでも手續の工数が一緒なら、また西郷村が選ばれる可能性だってあると思います。

そういった側面から見ても、今のうちに福島市のように規制条例を改正するとか準備しておく必要があると思いますが、それでも西郷村は理念条例のままでいいと考えているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） ご質問にお答えいたします。

条例及び要綱は、その時々の状況や今後予測される状況に応じて、必要な改定などを行っていく必要があるものと考えてございます。

村としましては、森林の乱伐防止及び災害発生の防止並びに豊かな自然環境と安全で安心な生活環境及び景観の保全の形成に寄与するという条例の理念が十二分に發揮されるよう、継続して研究や検討を進めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 研究や検討を進めたいとのことですが、大事なのは令和2年以降5年がたちます。この間に、こっちからこういった質問を投げなくとも執行部主体で

研究や検討して、今の現状維持なのかどうかが大事だと思うんです。

私も今年の8月5日に、メガソーラー及び大規模風力事業と地域の共生のシンポジウムにZoomのウェビナーで参加したんですけども、そこでは、条例でエリアのゾーニングをすることが大事だと言っていました。保全の必要性が高い地域を保全地区、禁止地区、抑制地区といった形で指定して、その区域に関しては許可制にして厳格な規制を課すことが重要だと言っていました。

西郷村でいえば、森林はほぼゾーニングの対象になると思います。もちろん、これをしたからといって現行のルールでは県の認可が下りないわけではないですが、自治体が条例でゾーニングして規制しているのに、県がそれを分かっていて、その区域の認可を下ろしたら、馬鹿みたいじゃないですか。県が馬鹿じゃないなら、それは確実に認可が下りる前に一旦村に情報が入ると思うんです。

そのいい例が福島市で、条例で森林をゾーニングしています。森林だけゾーニングして、結局町なかにメガソーラーは造れないので実質どこにも造らせたくないという主張がすばらしいなと感じております。

これを参考に、西郷村も条例でゾーニングを行う考えがあるか伺います。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） ご質問にお答えいたします。

さきにご答弁させていただきましたように、将来的に条例改正が必要であるというふうに判断される場合におきましては、ゾーニングなどの区域設定や地滑り等防止区域や急傾斜地、崩壊危険区域などの特に危険と見られる区域につきましては、その条例に盛り込む必要があると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 将来的に条例改正が必要であると判断される場合との答弁ですが、それが今だと思うんです。結局、何か問題が起きない限りは現状維持でいいという判断では、後手に回るのは問題が発生する前に摘めるうちに摘んでおかないと意味がないと思いますので、このあたりは十分検討していただきたいと思います。

これ、盛土のときと同じで、喫緊の課題であることは一緒だと思うんです。福島市はゾーニングに加えて、小規模も対象となっていて、小規模といつても家庭用の屋根に載せるパネルではなく、野立て型の小規模発電所ですね、これも条例で対象としています。メガソーラーって開発場所の問題とか、開発中の問題とか案外フォーカスされているんですけども、小規模はその陰に隠れてまだ表面化していないように感じています。

実際に、太陽光を小分けにして、実質的に大規模並みに設備を造る分割案件みたいなものもあるようですし、小規模事業者は資本力が弱いため、事業破綻後に撤去されずに放置されるケースも懸念されています。特にFIT終了後は、大量の廃棄パネルが発生する見込みなので、そこらじゅうに管理されていない太陽光パネルが放置され続けるリスクも想定されます。既にネットでは、小規模の中古販売とかがあるのでこの

あたりも今のうちから対策を講じる必要があると思っています。

そこで、小規模であっても設置前に村への届出を義務化する考えはあるか、また、近隣住民への通知、質疑応答、除草、廃棄等の計画を義務づける考えはあるか伺います。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） ご質問にお答えいたします。

現時点におきまして、1,000平米を下回る規模である小規模な太陽光発電事業につきましては、条例の対象外でございます。家庭用などの小規模なものが主な対象となりますことから、ご質問の近隣住民への通知、質疑応答を義務づけることは、現時点では考えていないところでございます。

また、他事業等の事業者、工場ですとか事業所ですとかそういったもの均衡も考えなければいけないというふうに考えてございますので、今後、研究・検討していくたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 義務づけは考えていないと。

私は、リスクが想定されるのであれば、それに対して対策って、あらかじめつくつておくべきだと思うんです。結局、ルールの抜け穴をどれだけ塞いでおけるのか、そしてここまでやっておけば住民が、メガソーラーなんて造れないから安心なんでしょうと思って生活できるような条例でなければ、あってないようなものだと思うんです。

別に理念条例が悪いわけではないし、それを否定する気もありません。ただ、制定当時はそれでよかったですのかもしれない。そのときにはスピード感みたいなのも必要だったのかもしれない。でも結果どうだったかが大事だと思っていて、今後もそれで問題ないかという問い合わせ定期的に繰り返して、そのときの最適解に近い条例にブラッシュアップしていくかないと、いつまでたっても後手に回ってしまうと思うんです。

だから結局、TOKIO-BAみたいにメガソーラーのあるエリアにぽかんと空白が空いたときにそれを住民が不安視するのって当たり前だと思うんです。

村長は、住民の生命と財産を守ると言っていますけれども、この条例を見たときに、どうやって守るのかなと。物理的に1人で守れるわけないので、普通は条例でルールをつくって守るべきものなんじゃないかなと思います。

もちろん条例をつくったとて、県の認可が下りてしまったら、造られてしまうのかもしれない。でもそれをだからしようがないよねとのみ込めといったって、村民は喉につかえて、多分のみ込めないと思います。

村民からしたら、やっぱり最後のよりどころって行政だと思うんです。そこがしそうがないじゃんと言ったら、無理ゲーだと思うんです。だったら、村民にははっきり、メガソーラーに関しては、国が規制する法律をつくるとか県が再エネに関して方針を変えない限り何もできませんと言い切ったっていいと思うんです。

でも、それじゃ悔しいですよね。自分たちのふるさとの土地をばんばん削られて、

指をくわえて見ているしかないって、村長だって嫌だと思います。でも、これが現状で、だから、メガソーラーは望まないと思っているだけじゃ駄目なんです。本当に望まないんであれば今後どうあるべきか、特に条例で規制をかけてもちろん条例だって限界があって万能じゃないです。でも、それが諦めていい理由にはならないとお伝えして次の質問に移ります。

次は、廃棄パネル積立金の実施と管理についてです。

これに関しても、2年前に質問させていただきましたが、環境省は2016年から廃棄費用の積立制度を導入し、事業者に対して撤去・処分費用をあらかじめ積み立てる仕組みを求めています。その一方で、事業者が倒産・撤退した場合に対応できないのではないかという懸念が全国的に広がっています。

まず、村内のメガソーラー事業者に対して廃棄費用の積立てを最後に確認したのはいつか伺います。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） ご質問にお答えいたします。

国の積立制度が制定される以前に設置した事業者におきましては、令和6年1月に、村が対象事業者に対しまして、廃業などの費用の積立てに関する資料の提出を求め、確認をしているところでございます。確認を行ったのは、令和6年1月が最後となつております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 村としては、令和6年に確認して基本的に資源エネルギー庁の認可法人電力広域的運営推進機構、通称OCCTOと呼ばれるところが担っているらしいんですね。以後、この機構をOCCTOと呼びます。

本当にこのOCCTOというところにちゃんと積立管理をやってくれている前提で、これに関して、事業者ごとに廃棄費用の総額が十分かどうかを村が確認できるのか、また廃棄費用の算出基準等分かれれば伺います。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） ご質問にお答えいたします。

村としましては、今回の積立制度の制度設計をしているのが国ということもございまして、国がその責務を負っているところでございます。積立制度の状況につきましては、村は、今申し上げましたように国がその責務を負うということから、把握してございません。

資源エネルギー庁の制度上、原則として源泉徴収的に外部に積立てする仕組みとなってございまして、廃棄費用の根拠や基準などにつきましては、認可法人電力広域的運営推進機構が管理しているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 法律上はOCCTOというところに任せないといけないのかもし

れませんが、本当にO C C T Oを信じるしかないのかというところが、私、争点だと思っていて、結局、事業者がバックれたときにO C C T Oは何をしてくれるのか。そこが明確になっていないのが一番の懸念点でして、廃棄費用とうたっている以上、そういう状況でも、事業者がバックれたときですね、状況でも対応できるスキームを組んでくれていれば何も問題ないですが、国がやっていることなんで、きっと大丈夫なんでしょうけれども、O C C T Oのホームページに廃棄等費用積立制度のQ & A、質問と回答があつて、見てみたら2つ気になる点がありました。

一つが、積立金は太陽光発電設備の解体撤去費用を全額賄うことができるのでしょうかという質問に対して、積立金の単価は経済産業大臣が解体撤去工事費用の実態を調査し決定した平均的単価であり、必ずしも解体撤去費用の全額を賄うことを保証するものではありません。解体撤去工事の実施に不足する金額は、各事業者にご負担いただくことになりますと書いてありました。

これ読んでいて怖いなと思って、廃棄費用だって物価上昇の影響だって受けるかもしれないし、技術費用の変化で単価が増えるかもしれない。それで積立額の算定だって変更される仕組みでないんであれば、今の経済状況では、どう考えても廃棄費用は増えるほうにシフトすると思うんです。本当に事業者は廃棄費用を払えるのか、これを読んでいて不安になりました。

もう一つが、どのような手続で外部積立金を取り戻すことができますかの質問に対して、取り戻し申請には、取り戻し申請者の印鑑証明書、太陽光発電設備の解体撤去費用が確認できる書面、契約書の写し等、産業廃棄物管理票、マニュフェスト等の証拠書類の提出が必要です。申請内容に対して公益機関で審査を行い、問題がなければ取り戻しが可能だと書いてありました。

まず、倒産した会社がこんな対応できるのかも不安ですし、申請内容に問題がなければ取り戻し可能ですと、問題があったら取り戻せないんだから、廃棄できないじやんとなると思うんです。村として、その辺の詳細を機構に問い合わせて、どういったションでも対応できるという確約を村だって取っておく必要があると思うんです。

任せっきりじや絶対に駄目で、この辺の事実確認をしっかりとして、間違っても村民の税金で廃棄することにならないように、今のうちから制度の確認の徹底をしていただきたいと要望して、次の質問に移ります。

維持管理・環境負荷についてです。

事業者による日常的な維持管理、例えば点検や草刈り、除草といった作業の実態を、村として把握されているのでしょうか。また、除草剤を使用している場合、大規模なものでは土壤汚染の懸念があり、特に用水路付近では水質汚染につながる可能性もあります。こうした点について、村はどのように確認されているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） ご質問にお答えいたします。

太陽光発電設備の設置者や事業者が日常的な維持管理を行っているか、また、事業

者がどのような方法で維持管理を行っているかどうかにつきましては、太陽光発電事業者であるかどうかにかかわらず、村といたしましては把握しておりません。これは、村内の工場などの事業所も同様でございます。

なお、村内の空き地や空き家などが長期間、維持管理されずに放置され、雑草等の繁茂があり、道路の通行や周辺住宅への迷惑となっている場合もございますので、それぞれの地域の行政区長さんなどからの要望により、村が現場を確認して、土地所有者に対して適切な維持管理を促す文書を送付するなどの対策は、日常的に行っておるところでございます。

また、ご質問のありました土壤汚染、水質汚染などにつきましては、土壤汚染対策法、また水質汚濁防止法などに基づきまして土壤や河川などの公共用水系の汚染が見られる、または見られるおそれがある場合につきましては、村から福島県県南地方振興局への通報などを行い、村も共に現地調査を行う場合もございますけれども、村が独自でその結果を外部に報告または発表する仕組みにはなってございません。

以上でございます。

#### ◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君）　ただいま、1番小澤佑太君の一般質問の途中であります、これより午前1時20分まで休憩いたします。

（午前1時59分）

#### ◎再開の宣告

○議長（真船正晃君）　再開いたします。

（午前1時20分）

○議長（真船正晃君）　休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

1番小澤佑太君の一般質問を許します。1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君）　除草の部分でいうと、事業者が草刈りとかする場合に草刈り機でやっているのか、除草剤をまいているのかくらいは、把握しておいたほうがいいと思うんです。事業者から見たらやっぱり広い敷地をコスパ重視で強めの除草剤をまいておいたほうが、結局、管理頻度を下げたいとかそういう目的で使っている可能性もあると思いますので、結局何も把握していない、分からんんであればこの辺だって、あらかじめ義務づけしたほうがいいと思います。

それに小規模なんかもっとひどくて草ぼうぼうのところもありますし、火災のリスクとか近隣住民への配慮とかを考えたときに、結局、小規模だって規制したほうがいいと思うんです。

別に太陽光発電が悪ではないにしろ、こういった問題がある中でそういうふうに見えてしまっている事実はやっぱりあるので、あらかじめ規制をかけてリスクや管理軽減のためにも現状の条例では明らかに不足していると思いますので、こういったところの規制も検討していただきたいと要望して次の質問に移ります。

次、災害時対応についてですが、近年、全国各地で地震や台風、大雨などによる自然災害が頻発しています。地震・台風・大雨等の災害でメガソーラー設備が破損した

場合、村としてどのようなリスクを想定しているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） 1番小澤佑太議員の一般質問にお答えいたします。

メガソーラー施設が破損した場合の想定される災害リスクにつきましては、施設からの出火による火災、台風によるパネルの散乱、大雨並びに地震による土砂の崩壊・流出などが考えられます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） この辺のリスクは、皆さん共有されていると思います。このリスクは分かっていても、そのリスクに対する対策を検討してこういうときはこう対応するよねというマニュアルをつくって共有しているのかが重要だと思います。

私、工場で働いていますから、ほぼ全ての標準作業にリスクアセスメントというものがつくってあります。これは、こういうリスクがあってそれはリスクレベルが幾つで、そのリスクレベルを下げるためにはどんな対策が必要かというのをやっていくものであります。

例えば、これは以前、話にもありました、太陽光パネル破損時に感電事故が起こるという話があったと思います。そういうリスクがあってそれはリスクレベルが幾つで、そのリスクレベルを下げるためにはどんな対策が必要かというのをやっていくものであります。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

感電事故が起こる危険につきましては、火災に限ってですが、常備消防及び非常備消防である消防団が出動し、消火活動をすることとなります。

太陽光パネルの火災では、感電する危険があるため放水できないとの情報がありましたが、消防庁より令和6年4月26日付消防消第122号、電気施設等における警防活動時等の留意事項についてにおきまして、電気施設火災での放水は対象物から十分な安全距離を取り噴霧注水することとされておりまして、水での放水が可能とされております。

ただし、放水した水が漏電経路となり、感電するおそれがありますので、実際に放水するのは、絶縁手袋、高電圧用手袋等の保護具を持っている常備消防が想定されます。消防団につきましては、村内の太陽光発電所の付近には消火栓等の水利がないため、河川や水路等の自然水利から中継体系を取り、水利の確保を行い、常備消防の後方支援を行うこととして想定しております。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 消防団は常備消防の後方支援を行うことを想定しているとの答弁ですが、私ちょっと、消防のことに関してはど素人なので、あまり深く切り込めないんですが、例えば住宅用以外の小規模の太陽光とかに関しても、常備消防しか放水しない、要するに知識を持っている人と保護具が絶対にそろっていないと放水できないとかというルールがあって、防災課として二次災害はないと言っていただければ、私はそれで十分だと思っています。

もちろん絶対はないにしろ、正解ってあると思うんです。でも、その正解というのは、そのときの状況によって変化するものなので今想定し得る最適解を出しておく必要があると思います。そういう点も含めて感電や火災などの対応で、消防や警察と連携した訓練を行っているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

メガソーラーを対象とした訓練は行っておりませんが、消防、警察と連携した火災に対する訓練は、毎年11月、1月、3月に行っております。また、訓練ではございませんが、消防資機材の講習会を年に3回開催し消防技術や資機材の取扱いの向上に努めています。

メガソーラー施設の火災の取扱いにつきましては、各消防団の班長を通じて情報の共有を図っております。村としましても、メガソーラーに対して火災に限らず、あらゆる災害でのリスクシミュレーションを行って災害時に備えてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） これ、別に火災に限ったことではないと思いますんで、本当シミュレーションですね、実際ならなくともできますんでシミュレーションとその対策の充実化を図っていただきたいと思います。

そして、太陽光パネルが破損した場合、鉛やフッ素などの有害物質が流出する可能性もあるわけで、そういう二次被害の可能性についても把握されているか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

太陽光パネルに含まれる主な有害物質は、パネルのタイプによって異なりますが、鉛、カドミウム、セレン、ヒ素、三酸化アンチモンなどが挙げられます。これらの物質は、パネルが破損したり適切に処理されなかった場合に環境中に流出し、水質汚染や土壤汚染、人体への健康被害を引き起こす可能性があると注意が必要と認識しております。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 注意が必要というのは、もちろん分かっている人は分かっていると思うんです。それ以外の方も含めて、結局、近隣住民の人とかそれこそ住宅地にある小規模の太陽光だって、いつ何でパネルが破損するか分からないわけで周辺をうろつく人っているかもしれないと思います。

これ、知っている人は知っているから大丈夫じゃなくて、知らない人にどう届けるかが重要だと思うんです。防災の日に防災関係のそういう情報を回すことだって重要なと思いますし、パネルから有害物質が出る可能性でいえば住宅用だって同様だと思いますので、壊れて修理するお金がないからと放置されても困ると思います。そういう意味でも、情報を共有するということは早急に対応していただきたいと思います。

そして、万が一、災害等で太陽光パネルが壊れたとか吹っ飛ばされたとかいうときに、廃棄用の一時保管する場所を村内で確保しているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

災害で壊れたパネルを一時保管する場所につきましては、災害時であれば災害廃棄物処理計画にのっとって、村が候補地としている4か所の仮置場を村内で確保しております。もしくは、所有者の私有地において保管することになります。いずれも太陽光発電施設のリサイクル等の推進に向けたガイドラインに沿って、適切に一時保管する必要がございます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 一時保管場所は確保していてガイドラインに沿って適切に対応することですが、大規模のところは事業者が何とかして敷地内に保管してくれるとは思うんです。でも、やっぱり小規模のところとか、特に管理もされていないようなところが、例えば台風でパネルが吹き飛んだとしても、正直どこのパネルかなんて分からぬと思うんです。そうなったときに、ちゃんと指定場所で一時保管して、それこそ仮置場が汚染されないような対応も十分検討していただきたいと思います。

それに加えてメガソーラーで火災が発生した際など、その対応に関しては、地域防災計画には反映されているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

西郷村地域防災計画は、震災対策編と風水害等編に分かれており、災害が起きた原因による自然災害に対して記載しております。メガソーラーによる災害につきましては、地震や風水害によって起きた災害でありますのでそちらに置き換えて対応してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 地震と風水害のあれですね。それ以外の災害は、計画しなくても大丈夫なのかなと思いました。

もちろん、全部網羅して対策を考えたりマニュアルをつくったりって、すごく手間がかかるし、面倒なのは分かります。でも、我々が頭で想像できることなんて、この世界のどこかでは起きていて、その想定外の部分については、実際なってみないと分からないというのは理解できるんですが、想定内の部分はあらかじめある程度は盛り込んでおかないと、実際いざというときは待ってはくれませんのでそのあたりは民間の力を借りたっていいと思うので、今のうちから幅広くシミュレーションした防災に備えていくことを要望しておきます。

あとそれと、火災が発生したときや大雨で洪水のおそれがあるときに、現場を見に行ってしまう人って、いまだにいるんですね。そういう人が二次被害に遭ったりして、でも当事者は、自分は大丈夫だろうという感覚次第なんで、本当どうしようもない部分であると思いますが、災害時に住民への注意喚起も含めたリスク提供、そういういった

体制を整えているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

太陽光発電施設に災害が発生した場合は、周辺住民への避難所への避難に関する情報伝達の実施並びに避難行動要支援者に対する避難誘導支援の実施、太陽光発電施設管理者に対して災害発生の連絡と応急対策を依頼し、何かあれば事業者に適切な指導を行ってまいります。

災害は、いつ何どき、または村内のどこでどのような災害が発生するかは、予測することは難しいことでございます。太陽光発電施設で災害が発生すれば、その周辺において被害が出ることとなります。一番重要なことは、あらゆる手段として災害情報伝達システム、エリアメール、テレビ等を活用した広報、村ホームページやその他ＳＮＳ、消防団などによる広報活動などを行い、情報を伝達し、危険箇所から安全な場所へ避難することであると考えております。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） これ、本当に災害が発生したときとか、いざというときの情報を発信する速度とそれを住民が受け取るアンテナをどれだけ日常的に持っているかというのが、物すごく重要だと思うんです。それは子どもたちも含めてでなので、災害時にはこういった媒体で情報が流れます。自分の受け取れるアンテナはこれというのを、ちゃんと日頃から把握しておくことが大事だと思います。

そういう側面で見ると、本当は行政区って物すごく重要な役割を担っていると思うんですが、それは質問とはそれてしましますので次の質問に移ります。

県や国との連携強化について、最後、これは1点だけ。

結局、村単独でできることには限界があり、県や国への働きかけが不可欠であることは言うまでもありません。県は再生可能エネルギーを推進していると思いますが、それでもメガソーラーに関しては、県として条例を制定するよう要請する必要があると思います。

これまでの質問の論点も踏まえて、条例問題とどう向き合い、村として今後、再エネ推進と環境保全、どちらを優先して、県や国との関係をどう築いていくのか、最後に村長の考えを伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 1番小澤議員のご質問にお答えいたします。

県や国との連携強化ということあります。

東日本大震災に伴う原子力発電所事故以降、福島県においては、再生可能エネルギーの普及に力を注いでおり、また、政府が目指す2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーは極めて重要な位置づけであると認識しております。一方で、西郷村といたしましては、村民の生命・財産を守りながら、太陽光発電事業も含めた全ての事業を進めていただくことが何よりも重要であると考えております。どちらも慎重にならなければならない問題であります。

村では、令和2年に制定した西郷村自然環境等と再生可能エネルギー事業との調和に関する条例に基づき、自然環境と再生エネルギーの事業のいずれかを優先するのではなく、両者の調和を図ることを基本方針として自然環境と共生及び村民の皆様の安全・安心の確保に向けて、今後とも国や県と共に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、本村における太陽光発電設備の設置は、再生可能エネルギー推進政策の一環として進められてまいりましたが、近年、景観や自然環境への影響に加え、村民の皆様からの災害などへの不安の声が増加しており、村としても重要な課題であると認識しております。

今後におきましても、情勢や状況の変化が十分に想定されることを踏まえ、国や県の関係機関をはじめ、近隣市町村などと共に継続的な問題提起及び情報共有を行いより実効性の高い制度構築に努めてまいります。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） メガソーラーに限っていえば、本当に村民が安心できる日って来るのかなと思っているんですが、結局、同じような境遇の他市町村と情報共有して、連帯や連携も視野に入れて、県条例の制定とか国の法整備をしっかりと要望していかないと、福島県はいつまでたっても再エネを推進していくと思いますので、これメガソーラーだけじゃないです。会津だって、背炙山の風力発電で反対運動が実際起きています。

再エネという側面で見れば、東京ドーム200個分のメガソーラーがある西郷村は、もう十分貢献したと言えると思いますんで、しっかりと西郷村の自然を守るためにも村長が関係機関への働きかけを実施して、村民の生命と財産を本当の意味で守ってほしいと要望して次の質問に移ります。

次は、水源保全に関してですが、土地所有状況の把握についてで、まず、世界では既に、21世紀は水の世紀になるだとか、次の争いの火種は石油ではなく水だとまで言われています。人口増加や経済発展に伴う需要の増大、気候変動による降水パターンの変化や水質汚染の深刻化を背景に、水は石油やエネルギー資源以上に価値ある資源として、各地で争奪戦が始まっています。

こうした水の紛争は、単なる水の奪い合いだけでなく、国家主権、経済発展、食料安全保障、エネルギー政策など多くの要素と絡み合い国際関係を揺るがす要因にもなっています。これは日本でも例外ではありません。農業用水や生活用水をめぐる地域での水争いは古くからあり、近年では外国資本による森林や水源地の買収が進み水資源の囲い込みが現実のリスクとなっています。

水は生活と産業の根幹を支える資源であり、今後日本でも、水の争奪戦が一層現実味を帯びる中で、西郷村が水源保全にどのように向き合うのかは極めて重要な課題だと思います。

そこで、村内の外国資本による土地取得がどの程度行われているか、村として把握しているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 1番小澤議員の一般質問にお答えいたします。

村内の土地売買実績につきましては、不動産の所有権移転登記などにより確認できますが、外国資本と限定した土地取得状況等につきましては、一元的には把握しておりません。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 外国資本限定での特定はできないということで、もちろん、外国資本そのものが一概に悪いというわけではないです。一方で、水源地や重要な山林といった地域の根幹に関わる場所が外国企業や国内の大企業等によって取得されているケースについては、村としても慎重に注視すべき問題だと思います。

そこで、水源地や重要な山林周辺での外国企業や大企業等による取得が、今現在確認されているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

大規模な土地取引につきましては、森林法や国土利用計画法の規定により、それぞれ届出を受理しておりますが、現在のところ、村内の水源地や森林法第5条の森林等につきましては、外国資本の企業や国内企業等による土地の売買の実績はございません。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 土地の売買はないとのことで、ただ年々、村民の外国人も増えていて、国も移民政策かと思われるような、アフリカをホームタウン認定してみたり、どうしても外国人を取り込みたいのかなという、そういう状況がさらに加速すると、それに乗っかってくる外資もいると思うんです。

今はまだ大丈夫かもしれない。でも、事実として国内にあまりよろしくない現状があるのも確かで、いつか西郷村だってそういう状況になる可能性もゼロじやなくて、でも、気づいたときには大体後手に回っていて、今のうちからしっかりとそのあたりの監視体制を整えていかないといけないと思います。

そもそも村として、現状、外資による土地取得は、リスクがあるレベルだという認識があるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

外資ばかりではなく、水源涵養林などを含む山林における大規模開発は、治水・利水、生態系などへの影響が懸念されるため、リスク管理が必要であると認識しております。特に水源地周辺は優先して保存されるべきであり、国・県の制度や関係法令の枠組みの中で適正に運用していくものとしております。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 県や国の制度や法令の枠組みの中ということは、言い換えれば、現行の法律や条例に明確な規制がないため、村としても特段の対応が取れていないということだと思います。もしリスクを認識しているのであれば、制度の整備を国や県に求めることはもちろん、村としても早急に対応策を検討する姿勢が必要だと思います。

次の質問に移ります。

想定される課題とリスクについてで、外国資本や大企業が水源周辺の土地を取得した場合、水質や水量に悪影響が出るリスクを村はどうに考えているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えいたします。

土地を取得後、何の目的の下、利用されるかにもよりますが、適切な土地管理がなされない場合には、水源涵養機能の低下や不適切な開発による土壤汚染、それに伴う水質汚染が懸念されるところです。また、渇水や水質悪化により、地域住民や産業活動への用水供給が不安定となる可能性もございます。

なお、阿武隈川源流である西郷村から宮城県亘理町までを流域としており、上流域での水質悪化等は、水を利用する地域住民や他自治体、企業等へ大きな影響を与えることとなることから、村としては土地取得に関し、県との連携、庁内での情報共有を図るとともに、地域住民や関係団体との協働を通じて水質保全の体制を強化し、将来にわたり安全で安定的な用水供給に努めてまいります。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 水質・水量のリスクは把握されているとのことで、そもそも水源やその周辺の森林は、農業にとっては生命線だと思います。農業の持続性が損なわれれば、地域経済や食の安全保障にも影響が及びひいては村の未来そのものに直結する課題となります。こういう側面から見ると農業への悪影響が出る懸念を村としてどう考えているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

水源や農地周辺の土地が買われた場合、その土地の開発の状況、面積や用途によりましては、農業への悪影響が懸念されるおそれはございます。大規模な森林開発の場合は、森林法による開発行為の許可が必要となりまして、水の確保に著しい支障を及ぼすそれがある場合、また地域の環境を著しく悪化させるおそれがある場合は、開発行為の許可をしない、また、一部制限をかけるなどの措置を講じることができることなつてございます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 農業への悪影響が懸念されるおそれはあると分かっていて、いざ農業に悪影響が出ちゃってから分かるパターンでは、非常にまずいと思います。

他地域では、外資が水源地や山林を買っているという事実がありますが西郷村だって、いつそのターゲットになるか分かりません。そういうことを村民が危惧して不安

を抱いていると思いますが、村としてどういう認識か伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

全国的に水源地や山林の取得、特に外資による取引に関する報道があること、そして村民がそれらに対して不安が生じ得る状況は認識しております。

土地取引には、国の制度や財産権の調整が伴い、村単独で網羅的に規制するには限界があります。引き続き国や県と連携し、実効性のある制度の活用や整備を要請していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 要請していきたいという答弁でそもそも国が外国人への土地売買を規制してくれれば、こんな自治体で議論する必要はないんだと思いますが、国は問題だと分かっていても腰が重いのは事実だと思います。国がやってくれないなら自治体で可能な限り努力するしかないと思いますので村長も大変だと思いますが、やっぱり村民を守るために、関係機関への要請をしっかりとしていただきたいと要望して次の質問に移ります。

今後の対応策と制度整備の必要性についてですが、これまでの流れの中で、水源や重要な土地の売買について、村独自で届出や事前協議を義務づける水源保全条例を検討しているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えをいたします。

過去の村議会において、水源や地下水を保全するための条例制定等について一般質問を受けております。

村としても、重要な水資源を後世につないでいく使命がございます。その重要性・必要性から、村から福島県へ条例の制定を働きかけた結果、福島県水源地域保全条例が制定されることとなり、福島県議会9月定例会へ上程される予定となっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 福島県議会で今月上程されるということで、私は新聞を読まないものですから、ヒアリングのときに知りまして、ただこれ、ネットで条例案の概要を見ましたが、土地の売買、賃貸借、使用貸借などの契約は6週間前までに県に届出、届出を受けた県は市町村に通知し、必要に応じて意見聴取、助言、勧告が可能、違反した場合は勧告、公表、5万円以下の過料と、実際に抑止力としては、かなり弱い印象だと思います。

なので、村として水源や森林、農地などの重要エリアを売買制限区域として指定することは可能か伺います。

○議長（真船正晃君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えいたします。

憲法第29条の制約、財産権になりますが、そちらの制約もあり、売買の制限はできないものと考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 憲法上の制約で売買制限できないと言われると詰んでしまうんですが、土地の売買そのものを禁止することは難しくても、村民が水源や森林の土地取得に伴うリスクをしっかりと理解していれば、軽々と売却することはないと思っております。

そういう点でいうと、どのエリアが守られるべき水源か、土地取得のリスクがあるかを公開し、住民と共有すること自体が、結果として大切な土地を守る抑止力になると思いますが、考えを伺います。

○議長（真船正晃君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えをいたします。

村における守られるべき水源はどこなのか、また、公開の考えはあるのかとのおただしでございますが、西郷村の約67.7%が森林であり、水の源である森林、その全てが、重要な守られるべき水源域と考えております。

また、土地が取得される場合のリスクについては、その影響を回避、また最小限にとどめるため、特に虫笠地区の北部水源においては、水源保全に影響があると想定される土地については、現在、水源涵養林としての目的の下、購入を進めている状況にあり、随時その拡大にも努めてまいりたいと考えております。

今般、上水道事業において、水源涵養林として取得することにより水源域を守るとともに、治水・利水機能の確保、土砂流出防止や水質浄化作用など多くのメリットを得られ、水質悪化、水量減少といった懸念を解消する一助を担うと考えております。

なお、水源等に関する情報につきましては、村としましては、水質検査結果を毎月ホームページ上に公開しております。その他、水源の位置情報とかにつきましては、安全の確保の観点からも、公開することは考えておりません。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 逆に公開するリスクがあるということだと思いますが、容易に売買できない仕組みをつくるのは、自治体レベルでは難しいんでしょうけれども、結局、弱音を吐いても村民の不安は消えませんので、最後の質問になりますがここまで総括して、外国資本による土地取得も含めて重要なインフラである水源地を今後どのように守っていくのか、村長に伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

本村にとって、水源地の保全は、村において最も重要な課題の一つであると考えております。現在、外国資本による土地取得は確認されていないものの、将来的な潜在的リスクとして認識していく必要があると考えております。

このため、県が制定予定の福島県水源地域保全条例の施行においては、県は市町村長に対して、土地の利用方法等について意見を求めることができるとされております。村としての意見が反映されるよう連携を図り、水源地域の適正な土地利用の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、制度導入による効果検証も努め、制度が形骸化してしまっている場合においては、県に制度刷新を要請するとともに、村独自の条例等の制定を検討するなど、水源の安全・安定的な保全を推進してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 水源地の保全は、最も重要な課題の一つという認識はあると思いますんで、現在、外国資本や大企業による土地取得は確認されていないとはいえ、一度起きてしまえば、村の未来に深刻な影響を及ぼしかねません。

水は命であり、農業や地域経済を支える基盤です。その水を守ることは、村が存続していく上で避けて通れない最優先の課題であると思います。県条例が制定されても、現場を最もよく知る自治体だからこそ、主体的に危機意識を持って対応策を打ち出し、住民への情報公開や売却抑止につなげる取組を進めていくべきだと思います。

ぜひ村長には、県や国に対して強く働きかけを実施して村独自の備えも早急に検討していただくよう強く要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま、一般質問途中ではありますが、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時01分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、通告第3、6番鈴木修君の一般質問を許します。6番鈴木修君。

◇ 6番 鈴木 修君

1. 小・中学校におけるいじめ防止等対策について

○ 6番（鈴木 修君） 6番鈴木修です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

質問事項は、小・中学校におけるいじめ防止等対策についてであります。

さて、今から12年前に、大津市の中学2年生の男子がいじめを苦に自殺をしたのをきっかけに、いじめ防止対策推進法が施行されました。しかしながら、いじめの認知件数は、文科省の調査によると、ここ数年、増加傾向になっているということであります。非常に残念な状況にあります。

そしてまた、皆さんの記憶にも新しいと思いますが、令和4年、大阪府泉南市で中学1年生の男子生徒が、いじめが発端で自ら命を絶ってしまったという大変痛ましい事件が発生しました。その2年後の昨年6月に、第三者委員会が学校や教育委員会の対応の不備を指摘しています。

また、先月の報道では、広島県の尾道市で、これもおととしの4月に、当時4年生だった女子児童に、嫌がっているにもかかわらず、給食に出された汁物を同級生が複数名で無理やり食べさせようとして、その後、女子児童は100日以上にもわたり不登校になり、女子児童は適応障害になってしまったということです。

当該教育委員会は、今になってやっと、いじめの重大事態にあったと判断して、学校や教育委員会が十分な対応を取らなかったことに起因するもので、申し訳ないと陳謝したという記事がありました。

そして、福島県内でも6月の新聞報道に、「いわき市で重大事態、対応の遅れ」という見出しで、2年前に重大事態と把握しているながら、これも今になって、やっと調査に乗り出すという記事が掲載されていました。いわき市長のコメントは、教育委員会の対応は適切でなかった、教育委員会の法律に対する理解が甘かったと新聞には掲載されていました。

このように、いじめに関する記事を目にすると、悲しさと憤りを感じます。どの事案も共通しているのは、重大事態に対する学校や教育委員会の対応が不十分であり、不適切な対応であったことであります。

我が西郷村では、このような重大事態は今まで起きていないと思いますし、今後、万が一起きた場合でも、このような不適切な対応を取らないと信じております。

そこで、最初に当村における小・中学校のいじめに関する現状について伺います。

毎年国は、児童・生徒の問題行動や不登校について、全国の状況調査を実施しています。当村にも県を通して調査依頼が来て、それに基づいて調査を行っていると思います。その調査項目の一つとして、いじめの認知件数等も含まれています。

そこで調査結果をお聞きします。

まず、昨年度のいじめ認知件数は何件なのか。また、そのいじめの内容はどのような内容になっているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 6番鈴木修議員の一般質問にお答えいたします。

昨年度のいじめの認知件数、いじめの内容についてお答えいたします。

令和6年度のいじめの件数は、小学校163件、中学校32件、合計で195件であります。内容は、冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われるが102件、軽くぶつかる、遊ぶふりしてたたく・蹴るが53件、仲間外れ、集団による無視をされるが29件、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされるが12件、パソコンや携帯での悪口が9件、金品の隠し・盗みが8件となっております。これは複数回答となっております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君の再質問を許します。6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） ただいま答弁いただいた内容は、実は私、以前に資料請求して、ある程度分かっていましたが、私が認知件数等を申し上げるより、担当課から皆さんに直接お示しいただいたほうがよいかと思って、改めて伺いました。

資料を頂いた際にも、いじめの認知件数が195件という数字に驚いたところです。令和4年度、令和5年度の認知件数よりも約40件ほど増えておりました。令和6年度は、村全体の児童・生徒、約1,660人程度だったと思いますが、そうすると、約11.7%がいじめに遭っているということになります。

いじめとは、児童・生徒に対して、その児童・生徒と一定の人間関係があるほかの児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、その行為と行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいうといじめの定義が、いじめ防止対策推進法で定義されております。

いじめに当たるかどうかの判断は、行為を受けた児童・生徒の立場に立って行います。要は、行為を受けた児童・生徒が心や体に苦痛を感じていれば、いじめとなるわけです。当村の195人の児童・生徒が、心や体に何らかの苦痛を感じたということになります。

このいじめの認知件数がなぜ増加したのか、どのような要因が考えられるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

いじめの認知については、将来いじめにつながると思われるようなどんなささいなことも、いじめとして積極的に認知し、認知漏れがないよう、学校や教職員は努めています。積極的に認知をしている結果と捉えております。

いじめの定義の変遷にも変化があり、昭和61年度の定義は、自分よりも弱い者に對して一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているとなっていました。その後、平成6年度、平成18年度と定義が変遷し、現在の定義になり、心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものとなっております。いじめられた児童・生徒の立場に立ってと注釈が追加されました。

したがって、認知の仕方も、定期的なアンケート調査や教育相談、おたよりや日記など生活様子の変化、児童・生徒からの情報と、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整えたこと、教師によるいじめを見逃さない姿勢も高まってきたからではないかと考えます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） ただいま、いじめの定義の変遷まで説明いただきましたすけれども、私もいじめの定義の変遷を調べました。その中で、要は現在のいじめの定義というのは、先ほども話しましたが、いじめ防止対策推進法が施行された2013年に今の定義ができているわけです。私が伺っているのは、令和4年、令和5年よりも、なぜ令和6年が増えたか、増加したかというのを伺ったんですけれども、回答いただいたのは、その変遷と、それとあと今先生方が、どんなささいなこともいじめとして認知したので件数が増えたということ、そこは一定の理解をしますが、それだけでいじめが令和4年、令和5年度から約25%増加しているんですね。25%増加のそれも一因かとも思いますが、やっぱり全体的にいじめは何らかの理由で増加しているのか、その理由は私も分かりませんということかなと。

先生方が初期の段階のいじめも見逃さないといった姿勢は、それは非常に大切だと思っております。

話は変わりますが、実は私、先月開催の少年の主張を拝聴させていただきました。発表者の中に、自ら受けたいじめについて発表した生徒がいました。先生にも両親にも打ち明けられず、独りで悩み学校に行くのがつらい日々を送ったことなど、聞いていて当時の精神的つらさが切実と伝わり私自身も心が痛む思いでした。

皆さんの中でいじめの体験を発表した生徒の勇気と、いじめをなくしたいという生徒の思い、願いを聞いていて、我々大人が家庭、学校、行政、地域、社会が、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし一体となって真剣に取り組む必要があると改めて感じさせられました。

いじめ問題については、もちろん件数が少ないほうが多いですが、件数が多いか少ないかの問題以上にいじめが生じた際にいかに迅速に対応して悪化を防止し、眞の解決に結びつけることが重要であると言われております。学校と教育委員会は相互連携・報告を密にしつつ、いじめ発生時等についてきめ細かな状況把握と適切な対応に努めることが大切であるとも言われております。教育委員会と学校は十分理解していると思いますが、改めて再認識していただければと思っております。

また、学校と教育委員会による教育的アプローチだけでなく、首長部局による行政的アプローチもいじめの防止、早期発見・早期收拾に必要かと思っております。行政アプローチについては、最後に質問しますのでどうぞよろしくお願ひします。

次に、答弁いただきたいじめの内容がありますが気になるところは、金品の隠しや盗み、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる。また、パソコンや携帯での誹謗中傷・悪口といった内容が実際に起こっていると。このことをきっかけに重大事

態を引き起こす要因にならないか、心配するところであります。

このような内容のいじめを、教育委員会はどのように捉えているか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであります。

いじめの認知については、将来いじめにつながると思われるようなどんなささいなこともいじめとして積極的に認知し、認知漏れがないよう学校や教職員は努めております。いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり全ての大人が連携し、児童・生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要であります。

いじめは、大人の目に気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人に気づきにくく判断しにくい形で行われていることを認識しささいな兆候であってもいじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、対処することが重要であると捉えております。例えば、児童・生徒の命などに関わる金品の隠しや盗みなどは、その後、事件に発展するおそれがありますので被害者の方や原因究明のため、警察や関係機関に相談するなど指導・助言をしております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 先ほどの答弁と一部重複しているような気がしますが、内容によっては、警察など関係機関に相談しているということが分かりました。

私は、いじめの内容の中でやはりネット上での誹謗中傷などのいじめは、短期間で極めて深刻なものになってしまうおそれがあると感じております。安易な書き込みで、結果的に子どもが加害者にも被害者にもなってしまいます。学校や保護者だけでなく、教育委員会をはじめ関係機関を含め対策を講じていく必要があると思っております。

それでは、次の質問ですが、次に、認知したいじめに対する学校及び教育委員会の取組と認知したいじめの解消・未解消状況について伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

認知したいじめに対しては、関係したと確認できた児童・生徒と一人一人丁寧に聞き取り、状況を把握・確認することとなっております。学校からの報告を受けたときには、必要に応じて当該学校に対し必要な支援を行い、必要処置を講ずることを指示し、当該報告に係る事案について調査を行います。

いじめが起きた場合には、被害児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保するとともに加害児童・生徒に対しては、事情や心情を聴取し再発防止に向けて、適切かつ継続的に指導及び支援をするための必要な措置を講じます。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携

の下で取り組むよう指導・助言をしております。

教育委員会としては、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童・生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき、当該児童・生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童・生徒、その他の児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じることもできます。

いじめは指導すれば、すぐに解決するわけではないので指導後も3か月程度、児童・生徒の関係や生活の様子を見て再度調査などを行い、その時点でいじめがないと判断した場合をもって解消としております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） いじめの認知後の取組について、流れについてはある程度分かりました。了解しました。

頂いた資料でいじめに対する具体的な取組の欄を、私、見せていただきましたら、別室での授業を行った、別室での学習に至ってしまった児童・生徒は、令和6年度はおりませんでしたが、令和4年度、令和5年度の資料を見ますと複数名いました。この別室登校について4月12日の新聞ですけれども、新聞に「別室登校は学習権の侵害、いじめ訴訟で司法判断」という記事が掲載されていました。

中身を見ますと、大阪地裁は学習権が侵害されたと判断、大阪高裁判決も一審判決を支持ということでありました。いじめ問題に詳しい千葉大学の教授のコメントは、別室登校できれば学習権は保障できているという考えが一般的だった中、画期的な判決であると評価しております。

そこで、教育長に伺います。

いじめによって被害者が別室登校になる状況について、どのように考えているか伺います。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） ご質問にお答えいたします。

別室登校につきましては、いじめを受けた児童・生徒、その他の児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずることであるというふうに思います。そのような対応にしなければならない状況になったときには、慎重に判断していく必要がございます。しかし、その状況になる前に早期発見、迅速な対応をすることが、特に大切なことと考えております。

この別室登校の判決の記事につきましては、私も非常にその日のうちにコピーをいたしまして、校長会を通してこの報道について情報を共有いたしました。

これまで別室登校は、いじめを受けた児童・生徒、その他の児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、緊急避難的な対応として行われていたところがございます。そういうところも、子どもの権利、それから子どもの考え方というものをよく尊重して、慎重に判断していくという必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 教育長の答弁、もちろんそのような状況にならないのが一番です。私もそう思います。

いじめ防止推進法では、被害者が安心して教育を受けられるよう、加害者に対して教育上必要があると認めるときは、適切に当該児童に懲戒を加える権限を学校に認めていますが、やはり被害者、加害者、どちらにも慎重な判断をしていく必要があるのかなと私も感じております。了解しました。

次に、先ほどもいじめの解消・未解消について伺いましたが、頂いた資料でやはり気になるところ心配なところは、未解消でいじめを認知してから3か月以上経過しているものが29件ありますが、半年、1年経過している事案もあるのか伺います。そして、解決に向けて取り組み中とは、いじめがその間、継続して行われているのかどうか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

残念ながら、早期発見、迅速な対応を行っておりますが、すぐに解消するケースばかりではありません。状況を確認したり、保護者や関係機関と連携したりと、原因が多岐にわたる場合がありますので、時間をかけて丁寧に対応しております。

その間、いじめの状況において、継続的に関係する児童・生徒には聞き取りや状況把握をしているところでございます。継続的に指導し、解消するまで対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 再度伺います。

認知してから3か月以上経過しても解消していないものがあります。いじめが継続して行われているのかどうかということを伺っております。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

3か月以上経過しているものは、先ほど質問ございました29件でございました。

現在、27件は解消しているところでございます。2件につきましては、関係の改善がまだ見られていない状況でございまして、引き続き経過観察中でございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 29件というのは、私、知っております。そして今、29件のうちの27件は解消したと。それは1年たっているんですから、解消して当然だと私は思っております。

じゃ、その27件が解消するまでの間、何ヶ月かかったか分かりませんけれども、多分、3か月以上と3か月未満にわたっての中身がなっていました。そして、3か月以上が29件あった。そして、今回27件解消された。でも、その27件、解消され

る間は、何か月たったか分かりませんけれども、その問い合わせは継続されたのか、それとも解消というのは、どういうところで解消という位置づけになるのかを伺っているんです。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） お答えいたします。

今の件でございますが、学校と連絡はいつも密に取ってございます。そういった件で、今回の件も、解消すれば報告をいただいているということでなっておりますので、確かに期間は様々でございますが、そういった形で確認しております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 要は聞いているのは、未解消で解消する間、いじめは継続してあったのかどうかということを聞いているんです。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 大変失礼いたしました。

報告を受けてからのいじめはございませんでした。ただ、観察期間というのがあるので、ある程度期間を持って報告いただいているという状況でございます。その間はありませんでした。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） ちょっと納得したような、しないような感じなんですけれども、次の質問に入ります。

次に、いじめは決して許される行為ではありません。ですが、どの子どもにもどの学校にも起こり得るものであることは、誰もが認識していると思います。

私も大切なのは、いじめを未然に防止できれば、それにこしたことはありません。いじめ防止が功を奏さなかった場合でも、いじめの早期発見・早期対応が重大事態を招くリスクを減らせると誰もが考えるかと思います。

皆さん、多分聞いたことがあると思いますが、ハインリッヒの法則またはヒヤリ・ハットの法則ともいう法則ですが、どういうことかといいますと、一つの重大事故の背後には29の軽微な事故があり、その背景には300のヒヤリやハットがあるという経験則であります。いじめも急に起こるというよりも、ちょっとしたきっかけで、それが徐々にエスカレートしていくことのほうが多くあると思います。

子どもにとって、逃げ場のないほど追い込まれていくといった状態にならないためにも、ヒヤリ・ハットの時点でいじめの芽に気づき、いじめの芽を摘み、新たないじめの芽を発芽させない必要があると思っています。

そこで、いじめの未然防止、早期発見に向け、どのように取り組んでいるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

いじめの未然防止については、道徳教育や人権教育を通して、いじめは絶対に許されないと心を育てているところでございます。また、子どもたちによる西郷村子ども宣言やP.T.Aによる西郷村子育て宣言でも、人権の命の大切さを伝えているところであります。

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対応の前提であり、全ての人が連携し児童・生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要であります。

いじめは、大人の目に気づきにくい時間や場所で行われており、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人に気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな証拠であってもいじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することに努めております。

いじめを早期発見するため、定期的なアンケート調査や教育相談、おたよりや日記など生活・様子の変化、児童・生徒からの情報等、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域・家庭が連携して児童・生徒を見守ることに努めております。

保護者は家庭において、日頃から、子どもにいじめの兆候はないか留意するとともに、その状況把握に努めていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 何か最初のほうの答弁と似たような答弁だと思っておりますが、その中で、訴えやすい体制を整えているとのことでありますが、私、先ほど、少年の主張大会のお話をさせていただきました。発表者は、先生にも両親にも打ち明けられなかったわけです。相談できなかつたんです。やはり訴えやすい環境ではなかつたのかなと感じております。

そこで、訴えやすい環境、方法、それから体制を、もう一度再構築すべきではないかと思います。

次に、いじめに対する対策・対応も、教育委員会が担う役割の一つであります。このような毎年実施しているいじめに関する状況調査の内容については、教育委員会定例会等で教育委員の方々に報告したり、教育委員会としていじめの実態について協議したり、そういうことをしていると思いますが、いかがでしょうか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

教育委員会定例会では、いじめ防止対策委員会の申出があったものは、令和4年第2回定例会に報告しておりますが、各校のいじめの件数については報告しておりませんが、教育委員の学校訪問において、いじめや不登校に対する各校の取組を協議しております。現状を把握した上で、対応の仕方や対応策を検討・確認しております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木修君） 教育委員会の定例会等の会議録を、私、見せていただきました、ホームページで。議案にも報告事項にも挙がっていません。もしかすると、私の勘違いかもしれませんけれども、教育委員会の方々に毎年行っているいじめの不登校の状況調査の取りまとめ集計した内容は、報告は必要ないという解釈でよろしいのか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川浩君） お答えいたします。

ホームページに掲載を始めましたが、令和6年度からでございます。令和4年の議事録はホームページに掲載する前のことです。

いじめの件数などの統計調査について、教育委員会で報告事項としてはおりませんでした。今後、調査結果についても報告してまいります。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木修君） 教育委員会には今後報告していくことで了解はしましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会の職務権限の一つに、教育に係る調査及び基幹統計、その他の統計に関することがうたわれております。教育委員会には調査統計関係に関しても権限と責任が発生するわけです。

やっぱり私が思うのには、教育委員会の開催回数が、委員会規則を見ると、定例会が年4回となっております。昨年度の回数を、臨時会も含めまして6回か7回、その程度で1年間、教育委員会の開催が終わっております。これは、ちょっと調べさせていただきました。全国の教育委員会会議の様相ということで、文科省が数年前に調査してある資料です。

まず、毎月1回以上会議を開催している教育委員会91%、残り9%が11回以下なんです。西郷村は、11回以下の教育委員会しか開催されておりません。昭和31年に規則ができて、そこから半世紀、ずっと4回しか定例会は開催していない。果たしてこれで、毎月の定期的な報告が完全にできるのかどうかというところを、ちょっと関連になってしまいますけれども、その辺はやはり条例、規則改正して、少なくとも他の自治体と合わせるような形で月1回の定例会をすれば、こういう調査報告も、ちゃんと教育委員会に報告できるのではないかでしょうか。その辺をもう一度考えていただければと思います。

そして、教育委員会は意思決定機関であり、学校教育課はあくまでも教育委員会の事務局であるということを申し添えて、次の質問に移ります。

次に、国や県のいじめの認知件数等の情報は、ネット等により得ることができます、当村における調査結果は分からず、資料請求により知ることができました。

そこで、いじめの認知件数やいじめの内容等を、各学校の保護者や村民に対して情報を公開しているのか伺います。もし公開していないとなれば、その理由について伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

個人情報の観点から、詳しい内容は公表しておりません。状況によって、個人が特定されるおそれがあるからでございます。しかし、学校行事やPTA総会、学校だより、学校評価アンケート等で、いじめの有無などを公表しております。学校の取組やいじめの趣旨など、学校ではいじめは絶対に許されないという指導をしているところを理解してもらうことが重要だと考えているからでございます。

村民に対して公表はしておりませんが、今後、公表の仕方や方法を検討しながら、公表していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 公表していただけるということですけれども、おっしゃるとおり、制約があるのは当然です。その辺を配慮して、いじめの認知件数なども、なぜそうなっているのかというのも丁寧に説明することにより、理解も深まるのではないかと思っております。数字だけが独り歩きすることのないような公表を心がけていただければと思っております。

それでは、次に、いじめ防止対策推進法に基づく当村における組織について伺います。

1点目として、いじめ防止対策推進法に定める組織として、地方公共団体が置くことができるくなっているのは、いじめ問題対策連絡協議会と教育委員会の附属機関の2つの組織であります。この2つの組織は置くことができるということで、あくまでも地方公共団体の任意であります。

そこで、当村では、西郷村いじめ防止対策委員会設置条例により委員会を設置していますが、私は教育委員会の附属機関に該当する組織だと理解していますが、そのような理解でよろしいか伺うとともに、当該委員会は、具体的にどのような方を委嘱して、年に何回開催されているのか、どのような議論をされているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

教育委員会の附属機関でございます。委員は弁護士、学識経験者、社会福祉士、校長、スクールソーシャルワーカーで構成されております。

開催回数でございますが、年に1回、いじめの現状と対応について確認しておりますが、報告があったものに対しては、内容を確認し、指導方法や対応の仕方の検討を行っており、家族の関わり方や組織で対応するなど、より具体的な方法を助言しました。

各学校におけるいじめの早期発見や対処など、学校で策定したいじめ対策基本方針の精査・検討は特に行っておりませんでした。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） この委員会の所掌事務には、いじめ防止、早期発見及びいじめへ

の対処のための対策に関するここというのが所掌事務の中に載っております。そこをやはり、おろそかにすべきではないかと思っております。

教育委員会の諮問機関ですから、いじめ対策について、今後諮問すべきではないかと思っております。当該委員会が十分に機能を発揮することができるよう期待しております。

次に、学校に置く組織として、いじめ防止等の対策のための組織であります。この組織は、複数の教職員、心理・福祉等に関する専門知識を有する者などで構成される組織でありいじめ防止対策推進法では置くものとするとなっていますので、必ず置かなければならない組織と理解しています。

設置が義務づけられている学校に置く組織として、いじめ防止等の対策のための組織は各学校に設置されているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織は設置されております。組織は教職員が中心で、委員としては校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、該当学年の担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成されております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 構成の中にも、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も入っているということで設置されているということで了解しました。

では、次に、万が一、重大事態が発生した場合には、学校または学校の設置者は、調査組織を組織して事実関係を明確にするための調査を行うということになっております。

この重大事態とは、一つは、いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき、もう一つは、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるととき、この2点が、いじめ防止対策推進法の中に明記されています。

そこで、重大事態発生時を事前に想定して、調査組織をどのように考えているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

学校のいじめの発生からいじめの防止等対策委員会による対応を行い、教育委員会に報告いたします。いじめ重大事態と判断したときは、学校主体の調査や教育委員会の附属機関による調査を実施します。調査結果を受けて、教育委員会より村長に報告いたします。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） ただいまの答弁ですと、状況によって学校主体か教育委員会の附属機関、どちらかで調査するということで了解いたしました。

今の答弁で、教育委員会より村長に報告ということで答弁が終わっておりますが、総合教育会議も開催されると私は思いますが、念のため申し添えておきます。

村長、教育委員会で構成される総合教育会議の協議事項について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で次のことがうたわれております。児童・生徒の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講すべき措置、まさにいじめの重大事態発生時のことをしています。私が言うまでもありませんが、もし総合教育会議の開催が明記されていなければ、明記しておいたほうがよろしいかと思います。

次に、ただいまの質問と重なるところがあるかと思いますが、重大事態への対処について、一連のプロセスはどのようにになっているのか伺います。例えば、フローチャートで分かりやすく示しているとか、その辺について伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

いじめ発生時には、学校におけるいじめ防止対策委員会より、重大事態発生時の対応をするためのフロー図がございます。それを基に進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 一連の手順がフローがしっかりとしているということで了解しました。

次に、いじめ防止等のための基本的な方針の策定について伺います。

他の自治体のいじめ防止基本方針を拝見しますと、大きく分けて、基本方針の策定の目的、いじめの定義、いじめ防止等のための対策に関すること、学校において実施する施策、重大事態への対処などが掲げられており、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定していました。

そこで、当村では、いじめ防止基本方針を策定しているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度に西郷村いじめ防止基本方針を策定しております。その後、いじめの定義の変遷に伴い、その都度改定しております。このことについて、今後はホームページに掲載して、公開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 先にホームページに掲載するということを言わされましたので、要は策定しているということでは了解しました。

でも、村のホームページを見ますと、村の各学校の基本方針は見ることができるんです。大本の村の基本方針を見ることができなかつたということで、やはり村のそういう基本方針については、ホームページ上にアップしておいたほうがよろしいのかなと思っておりました。アップするということで了解しました。

次に、政府はこどもまんなか社会の実現を目指し、今年度の実行計画、こどもまんなか実行計画2025を決定しました。小・中・高生の自殺やいじめ重大事態の発生件数等が増加している現状などを踏まえ、今回は、自殺やいじめ、不登校対策を重視しています。子ども施策に関する重要事項にいじめ防止対策の強化が盛り込まれました。

そこで、本村において、今後、いじめ防止対策の強化を具体的にどのように図っていく考えであるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） お答えいたします。

いじめについては、絶対にあってはならないと、そういう姿勢をまず持つことが大切であろうかと思います。そしてまた、先日、子どもの発表もございましたが、ある意味、ああいう場で発表できる環境ができるということが大事かなと。つまり、自分のことを言える環境、周りの環境を整えていくことは、とても大事なことだと思っております。

いじめや不登校、家庭環境、社会の変化等は、子どもを取り巻く環境というのは非常に日々変化しております。社会は予測不可能と予測困難で、非常に不確実な状況になって、VUCAの時代というふうに言われております。学校、家庭、地域、そして関係機関は、共に連携して子どもを守らなければならない時代になってきていると思います。児童・生徒の困り事、悩み相談、気軽に相談できると、そういうふうな組織体制が必要かなというふうに思っております。

教育委員会といたしましては、次年度、教育支援センターというものを立ち上げていきたいというふうに考えております。子どもたちのあるいは保護者にとっての悩み、相談事、そういったものを気軽に受け付けられる、そういった場所、それから子どもの不登校や適応指導、そういったものも含めて対応できるような機関を設置していくみたいなというふうに考えております。

今後とも、みんなで取り組んでいじめのない西郷村にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） ただいまの答弁の中でまず1点目として、VUCAの時代だから、学校、家庭、地域、行政と関係機関が連携して子どもを守っていくと話されました。

VUCAの時代、既に十数年前から、東日本大震災が発生したあたりから耳にしている言葉であります。VUCAの時代であろうがなかろうが、やはり関係機関が連携して子どもを守るのは、変わらないことかと私は思っております。

そしてまた、今初めて聞くんですけども、教育支援センターの設立を考えているということ、初めて耳にしたことですが、これ来年度の組織改編の中に多分なかったと思うんですけども、これは教育委員会内部に設置するということなのか、再度詳しくお知らせください。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） まだ正式には出していないところではございますが、教育委員会内の組織として進めていきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木修君） 実は私、最後の質問で、教育委員会でいじめ問題を相談窓口というのを、いじめ問題も含めた総合的いろいろ相談窓口を教育支援センターという形でつくる設置するということよりもちょっと私は違うことを提案させていただきたいと思っております。

最後の質問に入る前に、質問関連資料の配付を議長において許可くださいますよう、お取り計らい願います。

○議長（真船正晃君） 議長において資料の配付を許可いたします。

#### ◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 資料配付しますので、暫時休憩いたします。

（午後1時56分）

#### ◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時57分）

○議長（真船正晃君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、6番鈴木修君の一般質問を許します。

6番鈴木修君。

○6番（鈴木修君） ただいま皆様にお配りした資料は、いじめ対策で全国的に注目されている大阪府寝屋川市の資料になります。

これからする質問は、このような自治体のいじめに対する体制を当村でも取り入れるべきという質問になります。寝屋川市の取組を理解してもらうために、資料を配付させていただきました。

寝屋川市は、いじめを重大な人権問題として捉え、市長の権限と責任で、子どもたちが安心して学べる教育環境づくりを行っています。寝屋川モデルとも言われております。その制度は、資料の1枚目を見ていただけると分かるんですけども、いじめの三権分立という表現で、いじめの問題を教育・行政・司法の側面から捉え、それぞれの役割を果たしていきながら、解決を図るということあります。

2枚目ですが、その中の教育的アプローチとしての学校教育委員会による通常のい

じめの対応と、行政的アプローチとしての首長部局の監察課によるいじめ対応であります。従来の教育的な指導による人間関係の再構築と、いじめを人権問題として捉え、いじめの即時停止、この両面を並走させていくシステムです。教育現場と行政が役割を分担するわけです。行政が第三者の立場で介入し、いじめを終結させるという仕組みであります。

3、4枚目をご覧ください。

3、4枚目ですが、例えば、監察課は攻めの情報収集として、毎月1回、全校の児童・生徒にいじめ通報促進チラシを配布したり、5枚目のように、様々なツールを使って、誰もが気軽に相談できる体制を整備しています。寝屋川市以外にも既に多くの自治体が、首長部局にいじめ防止対策専門部署を設置したり、いじめ専用相談窓口を開設したりしています。

というような、ちょっと雑駁な説明であります。このような制度を当村も参考にして、このとおりではなくても結構です、首長部局にいじめ防止対策のための専門の、係でもグループでも結構です、設置を考えてみてはいかがでしょうか。新たな取組の一歩を踏み出すことが大切だと思っております。来年度からの組織改編に合わせて、ぜひ検討していただければと思うんですが、その辺の考えを伺います。

○議長（真船正晃君）　村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君）　お答えいたします。

鈴木修議員のいじめに対する考え方であります。本当に、次代を担う大切な子ども、いじめに遭わないように、絶対にあってはならないことだと私は思っております。

議員おただしのいじめ防止対策の強化として西郷モデルをつくってみてはどうかということで、寝屋川市の今見た段階で、まだはっきりは言えませんけれども、第1段階、教育的アプローチ、第2段階、行政的アプローチ、そして法的アプローチ、この段階をつくることは、非常によいことだと思っております。これも参考にしながらやっていきたいと思います。

村では今、いじめ防止対策といったしましては、福祉課のこども家庭センターにおいて、専門職員による窓口、電話相談、家庭訪問にて対応しております、状況によっては児童相談所や関係機関につなぎ、連携を図り、支援をしている状況であります。当然、学校教育課や学校とも情報共有を図りながら連携し、子どものいじめ防止対策に努めております。

子どものいじめは、議員おただしのとおり子どもの変化に早く気づき、早い段階で対応していくことが、いじめ防止につながるものと考えております。助けを求める訴えやすい環境づくり、まさにそのとおりであります。このようなことから、こども計画の中におきましても、いじめ防止対策に係る政策を子ども・子育て会議の中で、委員の皆様に意見を聴取しながら協議し、見直しを行うなど盛り込んでいきたいと考えております。今後も子どもを守るために、子どもがいじめに遭う要因を早期に発見し、早期対応に努め、要因を取り除くための子ども・子育て家庭支援を行ってまいります。

また、子どものいじめは、子ども自身が要因となること家庭が要因となる場合もあ

るかと思ひますのでささいなことでも見落とすことがないよう家庭、地域、学校、関係機関、担当部署が連携し、情報共有を密にしながら必要とされる支援につなぎ、子どもいじめ防止対策に努めてまいります。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） ただいま村長の答弁、どういう答弁をされるのかなと思っておりましたが、事前に私も西郷村こども計画を拝見させていただきました。そこにはやはり、今村長が申されたように、福祉課と健康推進課に相談体制の整備となっております。

でも、これはいじめに特化した形ではなく、あくまでも様々な相談の窓口になっているわけです。私が申し上げるのは、いじめに特化した、誰でもが子どもが相談しやすい体制、ここに電話すればここに相談すれば、ある程度親身になって相談に乗ってくれる、気軽にできる体制を望んでいるわけであります。ですのでこういう体制とは、私はちょっと違う考えを持っておりました。

いずれにしろ、どうか村としていじめ防止対策に積極的に取り組む姿勢を見せていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正晃君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

明日9月9日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時07分）

